

調達件名 「中央区保護課外勤用軽自動車借上（リース）11台」

質問	<p>仕様書1・仕様書2の9維持管理等について、メンテナンス工場への入庫（5）代替車の引渡は、札幌市の指示に従い、車両所有者が行うこと。とありますが、メンテナンス工場で車両を引取り納車できる工場が難しいです。</p> <p>もし、札幌市様で現在使用している車両の引取り納車していただいている工場を教えてください。とありますが、メンテナンス工場で車両を引取り納車できる工場が難しいです。</p> <p>もし、札幌市様で現在使用している車両の引取り納車していただいている工場を教えてください。とありますが、メンテナンス工場で車両を引取り納車できる工場が難しいです。</p>
回答	<p>中央区保護課にて現在使用している車両を引取り納車していただいている工場について、工場より回答の許可を得られないため回答することができません。</p> <p>また、仕様書1及び仕様書2における9維持管理等(4)については、札幌市職員による来店ではなく、車両所有者が行うようお願い致します。</p>